

民主党骨子案と政府案骨子 の違い(対照表)

平成17年12月16日付け内閣府公表資料

		民主党骨子案	政府案骨子
<b>消費者団体訴訟の内容</b>		差止請求権(消費者被害の未然防止・拡大防止) 損害賠償等請求権(消費者被害の救済の実効性確保)	差止請求権(消費者契約法の実効性確保)
<b>適格消費者団体</b>			
判断の仕組		登録制	認定制
要件	法人格・団体の目的	営利を目的としない法人 消費者の利益の擁護を目的とする法人(構成員の相互扶助等を目的とする法人(生協 中間法人等)も対象)	特定非営利活動法人又は公益法人 <u>不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を目的とする法人</u>
	活動実績	(なし)	団体の目的に沿った活動を相当期間継続して適正に行っていること。
有効期間		年	3年
外部監査		(なし)	専門性を有する第三者の調査を受ける義務あり。
その他		登録基準の明記 行政裁量を排除	抽象的な認定基準 行政裁量の余地
<b>差止請求関係</b>			
差止めの対象		消費者契約法第4条第1項から第3項までに規定する勧誘行為 消費者契約法第8条から第10条までに規定する条項を含む契約の締結の意思表示 民法第90条の規定により無効とされる消費者契約の条項を含む契約の意思表示 詐欺行為又は強迫行為を含む事業者が消費者契約の締結についてする勧誘行為 又は の意思表示を行うことを推薦し、又は提案する行為	消費者契約法第4条第1項から第3項までに規定する勧誘行為 消費者契約法第8条から第10条までに規定する条項を含む契約の締結の意思表示
訴訟関係			
	管轄(特別裁判籍)	事業者の営業所等の所在地に加えて、 <u>対象行為の行為地の管轄を認める。</u>	事業者の営業所等の所在地の管轄を認める。
	既判力の範囲	民事訴訟法の原則に従う(他の適格消費者団体による再度の訴え提起も可能)。	他の適格消費者団体による確定判決等が存する場合同一事件の請求を認めない。
<b>損害賠償等請求関係</b>		適格消費者団体は、裁判所の許可を受けて、損害賠償等の訴えを進行できる。	(なし)
<b>その他(資金面の支援)</b>		国及び地方公共団体による必要な資金の確保	(なし)